

こうした子どもの権利保障をめぐる国の対応の一方で、実践の場である施設においても、権利擁護の動きが活発化した。その代表例が、北海道養護施設協議会の養護施設ケア基準である。取組は指導員・保母の直接処遇職員が中心となり、策定まで10年越しの年月を要したといわれている。また地方自治体での取組も活発化し、大阪府の「権利ノート」の策定配付や、神奈川県「子ども未来計画」などが発表された。

こうした先駆的な行政や施設現場もある反面、施設長、職員のなかには少なからず権利問題については、消極的であったり批判的なものも存在することで、子どもの権利擁護システムづくりが進展していかない。だが、それを人権感覚が乏しいと、切り捨てるわけにはいかない状況が存在していることも否定できない。施設処遇が「児童の最善の利益」のために機能するほど、十分な条件整備がなされているわけではない。

これまで「権利ノート」が策定された埼玉県、福岡市などのように、施設職員が子どもの人権侵害の行為を行ったことから、急速策定されていった経過をみると、定着していくのか不安になる。一般的には、子どもの人権擁護は正義であり、これに反する意見は提出しにくいし、出しても批判され採用されない。したがって権利擁護のテーマでは深い論議がなく、啓蒙活動の場と化してしまうことが多い。

したがって「権利ノート」が、思ったように施設現場に定着していかないのは、こうしたいくつかの理由に起因している。さらにいえば、「権利ノート」が子どもの責任に触れていないことも、根づかないものとなっている。東京都も「権利ノート」が策定され、配付直前となっているが、多くの時間を要したのがこの点にあったものと思える。当初、大阪府に遅れることもあって、既存の「権利ノート」に勝るものを作りたいという意見であ

った。『勝る』とは何を基準として『勝る』なのかの論議なしに、作業が進められてきた。作業途中で施設現場の意見を聞いたことから、原案から大きく変わったものとなった。ケア基準や処遇評価基準の策定の動きも出てきている。ここにも論議しておかなければならない点がある。たとえばケア基準を策定して遵守していこうということはいいが、もし違反した職員がいた場合、どのようなペナルティが科せられるのかが不明確であれば、倫理的な規程や、達成目標、努力目標ということになる。

また児童養護施設の処遇評価基準については、多くは数値化できないものである。あるいは評価をどういうスパンで行うか課題は山積している。いずれにしても、措置施設であれば、なおさら第三者の介入による権利擁護システムの確立が必要である。つまりサービスの質の向上には、競争原理の導入も一つの方法であるが、措置制度においてはそれが不可能であることから、権利擁護のための第三者機関が必要である。第三者の専門家による処遇評価や、オンブズマン制度の導入などがそこでは期待できる。現在、東京都で試行している『子どもの権利擁護委員会』の活動が参考になる全養協でも、こうした権利擁護システムづくりに向けて、遅ればせながら準備に入っている。

5. 児童養護施設の情報開示のあり方

情報開示の問題は基礎構造改革においては、利用者がサービスの選択を安心して行うことができ、事業運営の透明性の確保にも不可欠であるとしている。それでは措置制度においては不必要かという、決してそうではない。むしろ、措置制度なるが故にっそう情報開示・公開の必要性が高い。つまり、児童養護施設がほとんど国民の税金で営まれていることからや、措置で入所が決定されることから、利用者に対して、社会に対しての説

明責任が存在する。それが情報開示・公開である。だが現行の法制度については、児童養護施設等については、義務規定がないので何らかの規定が必要である。

さて、情報提供の先はどこか、何を開示していかなければならないかが、まず問題になる。いうまでもなく、情報の提供先は、利用者と行政・専門機関や社会にたいしてであろう。児童養護施設においては、入所する子ども及び保護者であり、専門機関としては児童相談所、学校、幼稚園等であろう。また、社会はその施設の地域社会の住民や、ボランティア、スポンサーなどに向けることであり、求められれば全ての人に開示することが原則になろう。

「権利ノート」は、入所予定の子どもや、保護者に対する情報提供だと位置づけることができる。「権利ノート」の配付は、子どもの知る権利の保障の一つの方法である。そしてそのなかでは、施設のサービス内容の情報提供が、主になっているものが多い。一般的には、施設入所予定の子ども・保護者に対して、入所時に児童福祉司が、施設の説明と同時に「権利ノート」を手渡して内容を説明する仕組みである。そして、施設の対応に納得できない場合、児童福祉司に苦情などを訴えることができるように、「権利ノート」に担当の児童福祉司の名前、電話番号を記載しておくようになっている。サービス内容を知らせることのみではなく、苦情処理の仕組みもあわせもっている。

社会に対する情報開示・提供については、これまでも施設の広報誌や、子どもの作文集などを関係者に配付して、施設の情報を公開している。今回の調査によれば、行事、施設生活、事業計画など施設活動の内容に限定されている場合が多い。また、経理の開示や運営の開示、処遇の公開などの面については、消極的であるという調査結果が出ていた。たしかに個人情報に関するものはプライバシー

保護の問題で、慎重に対処していかなければならないが、条例等に抵触しない範囲内での開示は必要であろう。施設経営の透明性や、すでに触れたように説明責任の視点からみれば、より積極的な開示が求められる。

経理内容の開示についても、説明責任からみれば当然公開が原則である。そうしたことから、すでに公認会計士を導入して公開に踏み切っている施設も出てきている。また、運営の公開についても、法人の役員の住所や電話はともかくとして、名前や身分、職業等は公開すべきであろう。また、職員数や職員の経歴、経験年数、資格取得状況なども開示が求められるだろう。さらに事業計画や事業報告も開示の対象となる。処遇内容の開示については、処遇計画、処遇過程、処遇評価基準や自己評価などを中心としたものまで、踏み込んだ開示が求められるであろう。もちろんプライバシーの尊重の範囲内は当然である。

情報提供の方法としては、広報誌が一般的であるが、その他にインターネットとか、マスメディアを利用した方法も開拓していかなければならないが、行政が公開する方法も考えられる。

情報開示問題は児童養護施設においては、ほとんど手がつけられていない状況にある。

地域型の利用施設ではない広域型の措置施設である児童養護施設は、一般的にも地域社会からの理解も浅い。これまでもいかに地域社会の理解を求めるかということから、施設の社会化が語られ実践されてきた。施設の社会化がややもすると、地域住民をいかに啓蒙し、施設の理解させるかという色彩が強い施設側の発想からでは、真の理解は得られない

施設側からの積極的な情報開示・公開によってこそ、地域住民の真の理解が可能になるのではないかと考える。全養協でも緊急に検討しなければならない課題として捉えられている。多くの意見を聴取しながらシステムづくりを行っていききたいものである。

権利擁護システムや苦情処理、情報開示や、サービス基準の策定、サービス評価基準の仕組みは、措置制度においてもサービスの質の向上のために、必要であることを明記しておきたい。

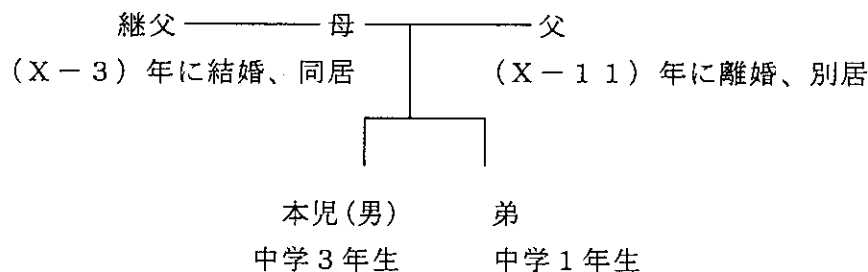
(参考文献)

1. 「現代社会保障・社会福祉の基本問題」
ミネルヴァ書房 堀 勝洋
2. 社会福祉基礎構造改革について
(中間まとめ及び追加意見)
中央社会福祉審議会
社会福祉基礎構造改革分科会
3. 「児童自立支援ハンドブック」
厚生省児童家庭局家庭福祉課監修

今回の調査研究で行った「情報提供に関するヒアリング調査」で扱った事例のうち、入所直後に無断外出を繰り返したケースを取り上げ、入所措置決定過程で児童本人や保護者に対して入所理由等がどのようなタイミングや方法で説明されたのかについて注目して検討を行う。特に、児童福祉司が、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員のそれぞれとの間において、措置決定過程でどのような意見交換を行なったのかに注目し、児童や家庭が抱える養護問題との関連のなかで分析していく。

1. ケースの概要

本ケースは、養護性と教護性が中途半端にあり種別分類しにくいという点で特徴的なケースである。



継父…本児に対してかなり厳しい躰をする。

実母…精神分裂気味で、病院に通院している。

弟…本児が小学校の頃から一緒に万引きをする。本児と同じ児童相談所で通所指導を受けている。

(2) 主訴

(X-2)年の夏休みに上級生に恐喝に遭う。その影響で2学期より不登校状態になる。児童自身の学業不振のほか、実母の精神的不安定さがある。児童相談所に来所した実母は「高校進学を目標に施設を利用させたい」

学校を怠学したり、家に1・2日帰らなかつたり、万引きをしたりといった軽度の非行行為があり、教護性があると言える一方で、母親が精神分裂気味で、継父は本児が悪いことをするとかなり厳しくしかるなど、養護性もある。

また、本児はインテーク当初中学2年生だったが、学力は小学校2・3年レベルと低い。また、悪い仲間からパシリに使われたり、カツアゲの被害者になることを理由に不登校になるというように、様々な要素を含んだケースである。IQは80。高校進学を希望している。

(1) 家族関係（X年8月現在）

と述べる。

(3) 両親について

<継父について>

大型車輛の運転手をしている。体が大きく、自分の体一つで一生懸命やってきたんだという自負心がある。学歴は中学卒。

子育てについて、「2人の子どもは母親の連れ子でうまくいかない」という悩みを抱えている。子ども2人は、小学校の時から万引きなどをし、継父はそのたびに言い聞かせてきたが、言うことを聞かないので次第に殴って叱るようになった。

しかし、殴ってもやめないし、殴った後の反応とかが全く予想できず、何を考えているのか分からない、つかみどころがない、「宇宙人のよう」と父親として本児と「ちゃんとやって行く自信がない」と述べている。

<実母について>

精神分裂気味であるが、子どもに対する公的保護が必要なほどではない。しかし、「自分がこんな状態なので父親が本児のことを本当に考えてくれる人でないと一緒にやっていけないから、離婚して自分が入院したい」と、泣きながら児童福祉司の所に電話をしてきたこともある。本児が高校に進学することを希望している。

2. ケース経過

(X-1)年12月

一時保護(1回目):

・一時保護所で行動観察をし、不登校の原因を探る。

→行動観察から、精神的に不安定だったり、対人関係が大人に対しても子ども同士でも十分育っていないことが分かる。また、学力レベルは小学校2・3年。不登校については、カツアゲの被害にあったり、パシリに使われたりすることが主たる原因であることが分かる。

→不登校の原因について、学校に協力を求めるが、十分な解決は見な

かった。

・この時点で児童自立支援施設入所を提案する。しかし、両親の了解は得たが、本人は一時保護所での生活で自信を付けたためか、自宅から学校に通うことを希望したので、一時保護を解除し(X年1月)、本児は自宅に戻る。

・担当児童福祉司はこの時点で入所措置をしておけばよかったと思っている

(X年8月現在)その理由として、「中学3年になってからだと、地域での悪い仲間とのつながりが深まってしまふことから、施設に馴染みにくい」ことを挙げている。

X年1月

中2の3学期から、自宅から学校に通う。初めは休まずに学校に行き、学校も評価する。母親の生活も安定する。

・X年1月の一時保護所退所後からX年7月の児童自立支援施設(以下、A施設とする)入所措置までの間、児童福祉司が家庭訪問等しながら生活の様子を確認する。また学校とも情報交換をする。

・X年3月

しかし、その中学校がここ数年シンナーや喧嘩、カツアゲなど荒れていることもあって、春休みごろから先輩や強い同級生からパシリにされるようになる。

・X年4月

3年生になり勉強面でも授業についていけないことが多く、授業を妨害したり抜け出したりすることが顕著になる。また、母親の言うことを聞かずに深夜徘徊をしたり、学校を怠学したり

するようになる。

・X年5月

メンタルフレンドを派遣する。勉強の補助と生活を安定させることを目的に行なった。学力を上げるところまでは行かなかったが、話相手をして家で落ち着いて生活することの手助けになった。家出をして中間テストを受けない。また継父との離婚話が出たことから、このような状態では子どもを家に置いておけないと母親から連絡がある。

→養護性についても対応の必要性が高まったことから、A施設入所措置に向けての準備段階としての一時保護を検討する。

・X年6月

一時保護（2回目）。今後の身の振り方を話し合うと、本児は「どうしても高校に行きたい」という。中学3年という時期や、学力、母親の病気、非行性も多少あることなどを総合的に考え、本人や両親にも説明し、A施設入所措置を決定する。

・家庭裁判所からの非行が深まったケースが先に入ったため、受け入れ態勢が整わず、入所措置決定後に一ヵ月ほど入所待機となる。

・X年7月

A施設へ入所する。

・学習指導と生活指導の両方が必要であることを説明して措置をしたが、本人は「高校に行くためにA施設に行くのだ」という気持ちが強く、勉強の今の実態とか対人関係を改善する必要があることや、生活指導が必要であるということの認識は足りなかった。

・家庭裁判所からの非行が深まったケースが直前に入っており、その子から職員がいなくていじめられる。

→上記二つの理由から無断外出。

・X年8月

一時保護（3回目）。本児はA施設に戻ることを拒否。自宅から地元中学に通学することを試させてほしいという。きちんとできなければ、施設へ戻るという。箇条書きで煙草は吸わない、遅刻しない、授業は抜け出さないなどの契約書を書かせ、また、A施設職員が児童相談所に来所し「いつでも戻ってきていいよ」という説明を行った上で、本児は自宅に戻る。

・X年9月

施設への措置は継続したまま、自宅から中学へ通う。多少の喫煙などの問題はあがるが、学校には休まず通う。しかし、月後半に入り、問題行動が顕著になってきたため、学校の先生から児童相談所に連絡がある。

一時保護（4回目）。中学卒業まで一時保護所と家庭とを相互に利用しながら対応する方針。具体的には一時保護所において自分の問題についての認識を高めた上で、自宅から学校に通う。もし必要であれば、再度一時保護を開始するという方針を決める。

3.児童福祉司の説明と利用者等の理解について

1.児童福祉司の説明について

①A施設に対する本ケースの説明

第一に生活指導が必要であること、それとあわせて本人が高校進学を希望しているので学習指導もお願いしたいと話している。学習指導については、「A施設の近隣に比較的入学しやすい高校があるので、その高校への入学を具体的目標として学習指導をお願いしたい」。

②本児と両親に対して

a. 児童自立支援施設（X施設）の説明

< 1 回目の一時保護 >

本児と両親に対して、①高校に行くためには毎日きちんと施設内の先生に教えてもらって遅れた勉強を取り戻さなくてはいけないこと、②不良の仲間から誘われて断れないで行ってしまうことを含めて、きちんとした生活をしなければいけないこと、の二つを話す。→両親は納得するが、本児はもう一度地元で試させてほしいと言う。

< 2 回目の一時保護 >

1 回目のときと同じである。しかし本児に対しては、施設措置を納得しやすくするために、「高校進学ができるかもしれない」という方をより強調して話した。

→本児も納得する。

b. 他の措置方法についての説明

自宅がある地域の学校では非行の仲間もいるし、里親制度や児童養護施設を利用しても、その地域の学校では勉強に付いていけない可能性が高いため、3年生の5月の時点では効果がないだろうということで、他の措置方法については全く説明していない。

○考察1：〔本児に対する1回目と2回目の説明が違うことについて〕

両親は学力と行動面での問題をある程度認識していたので、施設の役割や、あり方から指導内容まで児童福祉司が説明し、一定の了解を得ていた。しかし、本児はその辺りの認識ができていなかったため、施設の説明を行うと1回目の一時保護のときのように、本人が了承しない可能性が高かいと児童福祉司は判断したようである。適切な措置をするためには、特定の部分を強調

した説明にならざるを得なかったのだろう。しかし逆に、高校進学の方を強調したために生活指導に対する本児の認識が甘くなってしまったとも考えられる。

○考察2：〔本児に対する説明と施設に対する説明が違うことについて〕

本児に対しては学習指導を強調したが、施設に対しては生活指導を第一に挙げている。そこにずれがあったことが、本児が無断外出する一つの原因になっている。施設にケースを説明する際、「本児がどのように施設のことに認識しているか」ということも、出来るだけ正確に伝えておく必要があると思われる。

○考察3：〔他の措置についての説明をしていないことについて〕

児童養護施設や里親制度では一般の中学に通うことになるため、勉強について行けないと予想されることを理由に、他の措置については十分な説明は行っていない。A施設では施設内における各々の児童にあった少人数での学習指導を心がけていることから、そうした学習指導が本児にとって必要であると判断したと思われる。

2、A施設に措置を決定した理由について

・ 中学卒業までの指導

児童自立支援施設のなかでもA施設を選んだ理由として、A施設の近隣に比較的入学しやすい県立高校があり、その高校を具体的な目標とする学習指導を期待できることが挙げられる。また担当児童福祉司は、「同じ学力の小集団における学校教育を受けたほうが、地域の中学校に通うよりもいいのではないか」というような指摘を行っ

ている。

・ 中学卒業後の指導

担当児童福祉司は本児について、中学卒業後の支援の必要性を感じており、A施設なら施設から全日制高校や定時制高校に通うこともできるし、もし高校に進学できなかったとしても高等部体制というプログラムがあり、高校に行かない子どもを就労指導をする体制が十分とは言えないまでも整っていることが、A施設に措置を決定した理由として挙げている。

○ 考察4：〔児童相談所のA施設に対する期待〕

児童福祉司が「同じ学力の小集団における学校教育」といっていることは注目に値する。つまり児童相談所がA施設に期待している教育とは、形態的には一般の中学校で行われているような、「40人くらいの様々なレベルの子どもたちに一度に一定レベルの内容を教える」というものではなく、これまで教護が行ってきたような「同レベルの小集団での教育」であると言える。A施設ではいわゆる「学校教育」はまだ導入されていないが、A施設における個別「教育」に対する児童相談所の期待が伺える。

また、中学卒業後の支援に対する期待も伺える。自立支援を考えたとき、学齢後の支援についてはより充実させていく必要があるからと思われる。

3、児童福祉司が学校と連絡をよく取っていることについて

担当児童福祉司は、本児が一時保護を解除されて家庭から学校に通っている間、学校の先生とよく情報交換をしているようである。

○ 考察5：児童福祉司と学校の先生との間で連絡が密にできていることで、一時保護所での対応と学校での対応に一貫性が出てきているようである。もし児童相談所の対応と学校の対応とがズレていれば本児は混乱して、目標に向かって生活するのは難しかったであろう。また、学校が児童相談所の考えを理解し、協力関係にあることで、適切な時期に一時保護につなげることができているように思われる。

○ 考察6：学校教育が導入されれば原則として学籍が移動されることになる。児童福祉司と学校が連絡を取り合っていることは、施設の学校から元元の学校に学籍を戻す際、その移動をスムーズに行うのに必要なことと思われる。

4、様々な要素を含んだ本ケースにA施設を活用したことについて

このケースは、それほど非行は深まっていないが、多少の養護性もあり、不登校もあり、情緒障害的な面もあり、知能指数もボーダーであるというケースである。この児童福祉司は非行のケースだけでなく、さまざまな要素も含んだケースにA施設を利用している。

○ 考察7：担当児童福祉司は、「以前からこういう様々な要素を含んだケースについて、A施設の活用をしてきた」と述べている。法改正により名称が児童自立支援施設になったこと、対象児童に「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」（児童福祉法が拡大したこと、施設の目的が変わったことにより、児童や保護者に対する説明に一定の変化が生じている。

5、家庭裁判所からのケースが入ったために入所を待たされたことについて

非行が深まったケースに家庭裁判所からA施設送致の審判が下るよりも前から、本ケースの入所を施設側に打診していたのにもかかわらず、その家裁経由のケースが先に入ってしまった。そのために、その子への対応が大変で本ケースはすぐには受け入れられないと施設側に言われて、一ヵ月ほど入所を待たされてしまった。

○考察8：措置する際に、施設側の受け入れ態勢が整っていることも重要であるが、措置するタイミングも重要であると。もし、児童が施設で頑張ろうと思っても、自分とは関係ない理由で入所を待たされれば、その意欲は薄れてしまうことが予想されるからである。時間の調節をするためにも家裁や他の児相との連絡・連携を密にすることが必要と思われる。

7、体験入所の必要性について

本児にとっては施設内に家裁から送致された不良の子がいるとは予測つかないことであり、児童福祉司は体験入所をさせる必要があったと反省している。

○考察9：本来なら、体験入所をした上で、「ここでやっていこう」と本人が思ってから入所できるのがベストであったと思う。しかし、もし体験入所をしていたら、本人の反対で措置できなかったかもしれない。

○考察10：このケースの場合、措置直後に無断外出してしまったのだから

措置できなかったのとほとんど同じ事だと考えるべきとの見解もある。しかし無断外出後、しばらく、「安定した生活を送っていることを考えると、施設に短期間でも入所したことが一定の効果をもたらしたと考えることもできる。また、この入所措置自体が体験入所的要素を結果として含んでいたと思われる。

8、施設入所の時期について

担当児童福祉司は、(X-1)年12月の時点でA施設に入所措置をしておけば、地域で非行行為を繰り返している児童とのつながりが深まる前に施設に入所できたので、その方が効果も上がったのではないかと担当児童福祉司は指摘している。

○考察11：その時点で入所していれば、家裁経由のケースとちがって入所を一ヵ月も待たされることもなかった。その結果、無断外出の理由となった「その子に目を付けられ、陰でいじめられる」こともなかったと思われる。入所時期をいつにするのかについての判断についても、どのような方法で情報提供し、児童本人の意向を聴取すべきか。今回は扱えないが、今後の検討課題である。

4.おわりに

本稿では、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員に対し、児童福祉司が措置決定過程におけるどのようなタイミングでどのような内容の情報提供を行ったのかについて、利用者から見た制度改革という問題意識に基づいて検討してきた。

その結果、上記で述べたように、児

児童福祉司は、相手・時期・場面等に応じて、同じ事象を別の表現で情報提供していることが読みとれた。ある場合には、カツアゲ被害者という点に注目し、また別の場面では、学力が低いことを入所理由として強調している。

相手・時期・場面等に応じて、「児童福祉司が認知している入所理由及び施設での生活の状況」（仮にこれを「事実」と呼ぶ）自体が多面的に理解すべきモノであり、その「事実」のどの部分をより強調するかによって、「事実」として情報提供すべき内容が必然的に異なる性格のものであると理解する必要があるのかも知れない。

しかしながら、このような多面的に理解すべきモノとしての入所理由や施設生活についてであっても、施設入所という手段を採る以上、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員、そして④児童福祉司の相互間で「一定の了解事項」となっている必要がある。その際、「一定の了解事項」のうち、「一定の」とはどの程度であるべきか。

本稿で扱ったケースにおいては、「児童本人が理解していた施設生活」と「実際の施設生活」との間に大きな乖離があったことも否めない。そしてそれが、「たび重なる無断外出」及び「短い期間での退所」に結びつく主要な要因と考えられる。「事実」のうち、どの部分をどのようなタイミングで情報提供すべきか。特に、「出来るだけ早い時期により多くの情報提供を行う」という方法が本稿で扱った事例の児童本人の利益にかなっているか否かについては本稿では十分に扱えなかった。「たび重なる無断外出」及び「短い期間での退所」といった事象についてその意

味をどのように把握すべきだろうか。支援上の意味を中長期的視点から検討するとともに、他ケースとの比較、「措置制度」「契約制度」といった制度上の位置付けを含め、今後より詳細な検討が必要であると思われる。

1. 地域と社会福祉施設との関係

いつの時代にも、社会福祉施設の周辺には必ずハードとしての地域は、当然のことながら存在していた。しかしながら、両者の関係、すなわち、ソフトとしての地域との関係が積極的に意識され始めたのは、必ずしも古いことではない。

施設福祉中心の時代においては、社会福祉施設は、措置制度によって制度的に配分される利用者を対象として、施設内での事業に力点をおいた事業展開を行うことで、制度的な目的は十分に達成することができた。むしろ、事業主体によっては、このような制度的目的を越えて、地域との積極的関係を構築し、多様な活動を展開していたところがあることも否定しない。

社会福祉施設が地域への積極的関心を持ち、事業拡大を図り始めるのは、福祉理論や福祉理念の変化、国際動向、福祉運動などを背景にした、政策誘導による。とりわけ、福祉の基本理念であるとともに、実際的な運動でもあった、ノーマライゼーション理念の及ぼした影響は大きい。

ところで、わが国においては、ノーマライゼーションという考え方は、政策においても、福祉現場においても、初期から、必ずしも積極的に受け入れられた訳ではない。とりわけ、社会福祉施設は、それを受け入れることで、利用者との関係における自らの立場を含め、従来の施設運営や事業展開の大幅な転換が必至であり、主客の逆転を危惧した。加えて、「脱施設化 (deinstitutionalization)」などが叫ばれた時、福祉施設関係者の一部は、そこに施設解体を感じた。脱施設化は、本来、必ずしも施設解体ではなく、通常の生活とは全く異なる様式での生活を余儀なくされる施設規模や施設運営への批判であり、典型的には大規模施設、集団生活型施設、機能完結型

施設、管理志向施設、閉鎖的施設などが攻撃の対象となったが、一部関係者にとっては、これが現行システムや、これまでの施設実践の完全否定に映った。

ノーマライゼーションや脱施設化といった、伝統的制度の基本を揺るがすような強いつ外的刺激と福祉実践とを止揚する形で理論化されたのが、「施設の社会化」あるいは「施設のオープン化」である。牧里毎治は、施設の社会化には、①施設情報の公開、②ボランティアの受け入れ、③施設設備・機能の地域開放、④施設処遇の地域化、⑤施設運営の民主化、という5つの側面があると言っているが¹⁾、このような課題の克服が実際の活動にも、政策の上にも求められるようになった。

その一環として、社会福祉施設では、在宅福祉3本柱に代表される在宅福祉サービスの積極的展開、在宅サービス型施設の併設などが起こる。また、高齢者や身体障害者福祉サービスを中心に、在宅福祉専門の独立施設の設置なども起こる。その中では、老人福祉センターなどの、在宅の比較的健康的な高齢者を主たる対象とした施設から、デイサービスセンターなど、在宅要介護者を対象にした非措置施設の増加が著しい。すなわち、在宅福祉サービスの導入といった事業面のみならず、施設形態においても、在宅福祉を主目的とした施設の開設など、施設福祉が在宅福祉との境界を克服することで、地域福祉志向をより強める傾向が一層進んでいる。施設が地域福祉の拠点として機能する時代の到来である。

ここに、社会福祉施設には従来のように、利用者や行政との関係のみならず、新たに地域とのソフト面での積極的関係が求められることになった。これは、施設が地域の中の特別あるいは異質な存在から、より公共性の高い地域資源の一つへと転換するという一方で、相互に協働しながら、入所者のみなら

ず、地域住民の福祉の向上を図るということである。

2. 地域への情報提供の目的と必要性

地域福祉の時代の到来に伴い、社会福祉施策の大幅な転換が求められている。ここ20年近く様々な形で取り組まれてきた社会福祉改革が、今日では「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれ、措置制度や公費負担制度など、文字通り、戦後福祉施策の基礎を形成してきた枠組みの抜本的改革が行われようとしている。その背後には、行政改革やそれに合わせての規制緩和の推進など、国家全体の仕組みの改革がある。社会福祉基礎構造改革は、福祉分野に固有の独立した課題ではなく、まさに21世紀のわが国の国家像をも左右するこれら一連の改革と、基礎部分を共有した改革ということができる。

保育制度の改正を中心とした児童福祉法の改正、平成12年度実施が決定している介護保険制度、さらにはやや立ち入ったところまで意向が明らかにされた障害者福祉制度改革などは、これらの一環として、あるいはそれに矛盾しないものとして、これに先駆けて実施されたと考えられる。このような改革の中で、共通している課題の一つが情報提供など、利用者や地域社会と社会福祉サービスの関係である。

情報提供が法律に明文化された児童福祉法を例にこれを検討すると、児童福祉法では、改正によって、市町村に情報提供の義務を、さらに保育所に努力義務を課することになった。情報提供関連条文は以下のようになっている²⁾。

「市町村は、第1項に規定する児童の保護者の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生省令の定めるところにより、その区域内の保育所の設置者、設備及び運営の状況その他厚生省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない」（第24条

5項）

「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障のない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」（第48条の2）

市町村の情報提供の内容については、さらに児童福祉法施行規則第24条および児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について（児発第596号通知、平成9年9月）においてさらに詳細に示されている。

児童福祉法第24条は、市町村が行う情報提供の目的を示しているが、この規定に明らかなように、保育所の情報提供の目的には、「利用者の選択に資するという」一般に理解されている目的以外に、「適正な運営の確保に資するという」目的が示されている。選択利用制のもとでは、第1の目的は極めて当然のことである。第2の目的には、サービスの質の保障、利用者の権利擁護あるいは第三者機関によるサービスチェックなどが含まれているものと考えられる。これはいわゆる説明責任（accountability）と呼ばれるもので、税を財源として社会的に設置された組織や機関が、その収支、事業計画、運用、成果などについて、市民を代表する機関（議会）に対して説明をし、理解を求めるということを意味する³⁾。

社会福祉基礎構造改革の中間報告や追加意見では、情報提供に加え、情報開示、情報公開、権利擁護などの文言を並列的に使用しているが、これはまさに、保育所の情報提供の第2の目的と同一の内容ということができる。今日推進されようとしている情報提供制度は、このように、利用者を対象としたものであるのみならず、広く潜在的利用者、地域、あるいは一般住民なども対象とした、広義の制度である。地域福祉の時代においては、ま

さにこのような情報提供制度が必要とされている。

3. 地域への情報提供の機能と方法

前項に示したような情報提供の目的を達成するためには、①地域啓発・福祉啓発機能、②地域組織化機能、③サービス利用促進機能、④サービス運営チェック機能の、大きく4つの機能が、その中で果たされる必要がある。

①地域啓発・福祉啓発機能

社会福祉施設の多くが、近年、主としてそれぞれの専門領域を中心にして地域の福祉センター化構想を打ち出している。とりわけ、施設再編成論が話題となった養護系児童福祉施設では、全国養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子寮協議会、全国虚弱児施設協議会などが、相次いで将来構想を発表したが、その中には、〇〇福祉センターといったセンター化構想が含まれていた。保育所では、すでに「地域子育て支援センター」として事業化され、緊急保育対策等5か年事業のもと、全国に3,000か所を目標として設置が推進されている。

このようなセンターに共通した機能の一つが、地域啓発・福祉啓発機能である。情報提供は、この機能を遂行するための方法の一つである。本研究の一環として実施した調査においても、広報紙の発行、福祉講座やミニ講演会の開催など、このような機能を果たしていると考えられる取り組みが多くみられる。積極的にこのような機能を意識しているか否かにかかわらず、社会福祉施設の多くがこのような取り組みを行っているものと推察される。

地域啓発・福祉啓発機能は、サービス提供機関が地域に対して発揮するもので、多くの場合、地域の側は情報の受け手としてしか位置づけられていない。せいぜい、取材対象や講座受講者として登場するのみで、主体的参加はみられない。このような機能は、社会福

祉施設の歴史において特に目新しいものではなく、前述のように、すでに多くの施設が創意工夫して実施しているものである。

②地域組織化機能

社会福祉施設が地域福祉の拠点としての位置を確保するためには、大きく2つのことを行う必要がある。

第1は、住民が必要とする実際的なサービスを実施することである。近年、入所施設においても、在宅福祉サービスの導入が積極的に志向されているが、これは社会福祉施設が地域福祉の拠点としての立場を得るためには重要な方向である。住民が必要とするサービスを提供することによって、地域の中で必要な社会資源としての第1歩を踏み出すことができる。しかしながら、在宅福祉サービスにおける施設と地域との関係は、サービス提供者とサービス利用者という関係にすぎず、地域全体の必要性というよりも、特定の住民との個別的な関係、すなわち線的關係により構成されており、地域の側の主体的参加はみられない。施設の社会化の一環として行われる施設の機能開放もこのレベルのサービスと考えられる。

第2は、地域福祉施設としての展開を地域住民とともに協議、検討することである。真に地域に必要とされる施設となるためには、住民を単なる利用者として位置づけるのみでは、当然のことながら不十分である。サービス供給者あるいは制度の側の意向が優先した結果が、サービスとニーズのミスマッチである。地域におけるサービス提供の拠点から、地域福祉の拠点への転換を図るためには、教育制度が志向している学校評議員制度などを参考にしながら、住民の運営参加を図る必要がある。

以上のようなステップを踏むことで、社会福祉施設の必要性や存在意義は、広く地域住民に浸透することになり、施設と地域とが面としてつながることになる。迷惑施設から、

地域にとって必要な施設への転換である。これは、伝統的な福祉用語でいうならば、地域組織化機能ということができる。この機能は、社会福祉施設側の仕掛けにより開始され、やがて相互に協働しながら有効性を高めていくという性格をもつ。

③サービス利用促進機能

当然のことながら、社会福祉施設は利用者が存在して始めて成立するものである。したがって、社会福祉施設としては、地域に対する情報提供が、サービス利用の促進やニーズの発掘につながることへの期待は大きい。措置制度から選択型の利用制度に移行すれば、この期待はますます強くなるものと考えられる。

施設やサービスについての理解が住民の間に存在しなければ、利用しようという気持ちは起こらない。したがって、社会福祉施設の側の意向には、地域に対する情報提供により、地域住民のサービス利用への動機付け、すなわち潜在的利用者の確保を図るという意味が込められることになる。利用の動機付けをされた潜在的利用者の生活において、ニーズが顕在化した時、実際の利用が起こることになる。

潜在的利用者の確保は、施設の側を中心とした機能で、地域に対する一方的関係であるが、地域福祉の拠点としての社会福祉施設には、このような一方的な関係だけではなく、双方向的な視点が求められる。サービス利用の促進機能との関係でいうならば、たとえば、問題発生以前にサービスに関する情報を収集し、対応方法をシュミレーションすることで、問題対処能力（コーピング能力）や自己解決能力の向上を図ることである。いわば、地域啓発・福祉啓発機能、地域組織化機能、サービス利用促進機能などを通じて、住民自身をエンパワメントしていくことであり、これが地域の福祉力を向上させることになる。

④サービス運営チェック機能

長い間、社会福祉サービスは「善」なる存在としてみなされており、社会的チェック機能を準備する必要はなかった。たとえ運営費の相当部分が税金であっても、「善」であるがゆえに、社会的な監視は重視されなかった。理事会や行政監査制度で内部チェックや外部チェックが行われることにはなっていたが、必ずしも十分に機能していたとはいいがたく、その結果、近年、多くの不祥事が連続することとなった。社会福祉基礎構造改革でも、情報公開・情報開示を通じてのサービスチェックに対する関心は高い。

情報公開・情報開示は、税で運営される組織には当然求められるものであり、その対象に地域住民が含まれることもまた当然と考えるべきである。全国児童養護施設協議会の評議員調査でも6割は情報公開・情報開示を積極的に支持しているし、条件付きを含めると、これが9割以上になる。ただし、社会福祉サービスは他の行政サービス以上に、個人のプライバシーに関わる仕事であり、公開・開示する内容や方法については、慎重に検討する必要があることはいうまでもない。

一方、社会福祉基礎構造改革では、サービスチェックあるいは人権擁護機関として、第3者機関の設置を提案しているが、地域に対する情報開示・情報公開は、このような公式な制度ではなく、閉鎖的になりがちな運営に緊張感を与えるといった程度のものにすぎない。

以上のような、地域とサービス提供機関との関係を図示すると、図1のように整理できる。

4. 地域への情報提供の課題

これからの地域への情報提供は、前項で示したように、単なる啓発的意味合いから、それを契機とした地域福祉づくりに向けての方向性をもたなければならない。最後に、そのための課題を、社会福祉施設における課題、

地域における課題、制度的課題の3つに分けて検討する。

①社会福祉施設における課題

「社会福祉施設には、地域に対して情報開示・情報公開を含めた情報提供の責任がある」。このことは、説明責任論から来る当然の帰結である。しかしながら、情報提供はまだしも、このような理解では、施設の側の積極的な情報開示や地域協働の姿勢は生まれがたい。

社会福祉施設と地域とが、措置制度時代のように上下関係にすぎなかった時代は終焉し、選択制のもとで、契約上の対等な関係になろうとしている。啓発の対象や利用者の確保から、今後は、社会福祉施設と地域とが、相互に協働して、地域の福祉を高めていく方向が志向されなければならない。すなわち、契約上の対等な関係から、さらに運営まで含む積極的なイコールパートナーとして関係を構築し、地域福祉を推進していくということである。

社会福祉施設経営者には、このような時代認識が必要であり、やらされる情報提供や情報開示から、施設運営の発展、向上のために、主体的にこれを行うような姿勢を自ら形成する必要がある。このことは、措置施設として今後継続する施設においても同様である。措置制度の施設運営の妥当性から存続が決定したのではなく、子どもに代表される利用者の人権擁護のために存続したことを忘れてはならない。

②地域における課題

長い間、地域は、社会福祉施設に対して無関心であったり、受け身であった。これは、社会福祉施設が住民の生活と直接関係のない存在であったり、身近に感じられない存在であったことによると考えられる。近年は、社会福祉活動への関心や理解が高まり、従来のような慈善的あるいは慰問的な活動は減り、積極的なボランティア活動も増えてきている

が、地域での活動に比べ、社会福祉施設での活動では、一般に主体性の低いものが多い。

地域福祉の主体は住民自身である。社会福祉サービスの受け手、あるいはそれを向上されるための運動・批判といった視点から、「ともに作る主体」としての意識を住民自身も内面化しなければ、社会福祉施設が真に地域福祉施設へと発展することはありえない。対峙した関係から協働の関係の構築である。

国民の納税の義務の結果が社会福祉施設であり、納税者としてこのようなサービスに積極的に関心をもつとともに、主体的に運営に参加する姿勢、これが情報提供を通じて地域住民には求められる。

③制度的課題

児童福祉法の改正により、保育所についてのみ情報提供が市町村に義務化、保育所に努力義務化されたが、これは保育所のみ課題ではなく、社会福祉サービス全般に共通の課題である。社会福祉基礎構造改革が、今まさにこれに取り組んでいるが、これについては、社会福祉事業法等で共通の規定を設けることが検討されてよい。その際には、各事業所における説明責任という努力義務的な位置づけのみならず、当然の義務という、より積極的な位置づけも視野に含めるべきである。

これらは、社会福祉施設の側からの一方的な位置づけであるが、もう一方で、納税者たる国民の側からの情報提供制度へのアプローチが必要である。これは、国民の「知る権利」ということもでき、これについては、社会福祉事業も含め、広く公共サービスのあり方として検討する必要がある。

注

1. 牧里毎治：地域福祉の構成、牧里毎治・野口定久・河合克義編『地域福祉論』有斐閣、1995、111頁。
2. 保育所および児童福祉一般におけるの情報提供についての筆者の検討は、下

記を参照していただきたい。

- ・公設民営化について（保育所問題資料集 平成10年度版、全国私立保育園連盟、1998）・これからの子どもの権利擁護・権利保障：社会福祉基礎構造改革を踏まえて（世界の児童と母性第45巻、資生堂社会福祉事業財団、1999）
3. 説明の対象は、当初は議会や行政と考えられていたが、今日では、近隣社会や利用者、さらには機関や施設の職員にまでも拡大しているという。（古川孝順『社会福祉基礎構造改革：その課題と展望』誠信書房、1998、197頁）

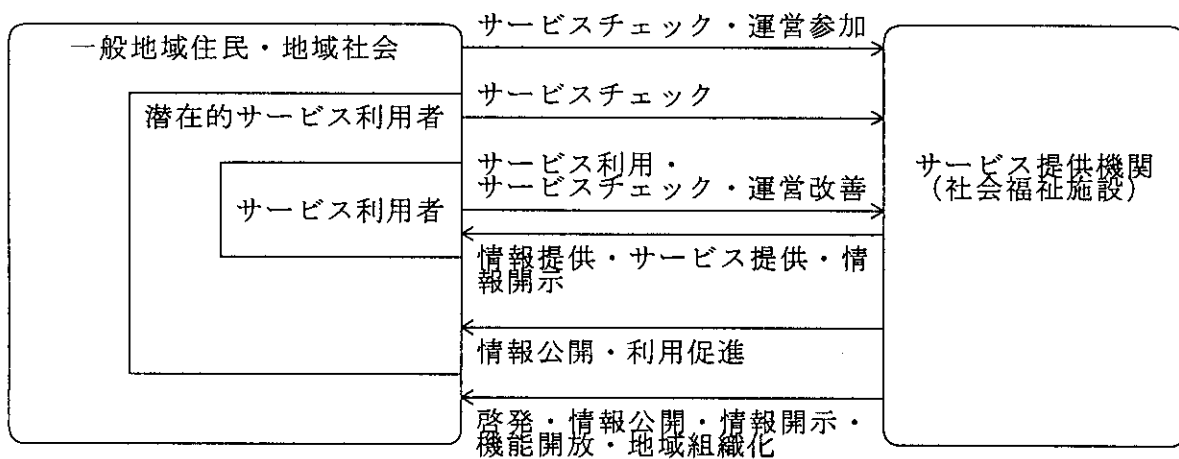


図1 サービス提供機関が地域に情報提供することの意味

今回の調査研究においては、以下の3つの調査研究を並行して実施した。

(1) 「子どもの権利保障に関する調査」

(2) 「児童相談所における施設紹介に関する調査」

(3) 「情報提供に関するヒアリング調査」

(1) 「子どもの権利保障に関する調査」

この調査においては、児童養護施設利用者に対する情報提供、施設利用者や地域住民に対する情報開示・情報公開、各施設における施設利用者の権利擁護の取り組みについて、全国児童養護施設協議会協議委員（正副会長を含む）のうち、学識関係者を除く62名を調査対象として、質問紙を用いた郵送調査を実施した。

(2) 「児童相談所における施設紹介に関する調査」

この調査においては、児童福祉施設等への措置を検討するに際し、(1)児童本人や児童の保護者等に対し、現在どのような情報提供が行われているのか、(2)今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調査するために、各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司59名を調査対象として、質問紙を用いた郵送調査を実施した。

(3) 「情報提供に関するヒアリング調査」

この調査においては、児童相談所における措置決定過程等において、児童福祉司等がどのような情報提供を行っているのかについて、一定の条件に合致する入所措置ケースを21ケース選定した上で、それぞれのケースごとに、1)児童福祉司、2)児童本人、3)児童

の保護者、4)入所した施設の長の各々が若しくは各々に対し、どのような情報提供を行ったり、情報提供を受けたのかについて面接法に基づくヒアリング調査を実施した。

(1)～(3)の各調査の結果は以下に示す通りである。

1. 子どもの権利保障に関する調査の結果

山縣文治（大阪市立大）

1. 調査の概要

1) 調査の目的

本調査は、児童養護施設利用者に対する情報提供、施設利用者や地域住民に対する情報開示・情報公開、各施設における施設利用者の権利擁護の取り組みについて、児童養護施設関係者の意見を聞くとともに、すぐれた実践を把握することを目的として実施したものである。

2) 調査の対象

本調査の対象は、全国児童養護施設協議会協議員（正副会長を含む）のうち、学識経験者を除く62名である。

3) 調査内容

調査内容は、処遇決定後入所に至る期間における子どもに対する施設の説明のあり方に関して（4問）、処遇決定後入所に至る期間における保護者に対する施設の説明のあり方に関して（4問）、施設の説明や紹介の実践例（1問）、入所中の子どもの権利擁護に関して（2問）、地域社会などへの情報公開・情報開示に関して（6問）、地域社会への情報提供の実践例（1問）、の18問からなっている。なお、調査票は別途添付してある。

4) 調査方法

質問紙を用いた郵送調査。調査票は別途添付してある。

5) 調査期間

1998年9月～10月中旬。

6) 有効回収数

有効回収数は、55票。回答者が指定の協議員ではなく、各施設において、質問の内容に詳しい人とした場合も有効とした。有効回収率は、88.7%である。

2. 調査の結果

1) 施設から措置前に説明する必要性について（表1）

この質問は、処遇決定後入所に至るまでの期間における施設からの説明の仕方として、子どもに対する方法と、保護者に対する方法を別々に尋ねたものである。

処遇決定後の施設からの説明の仕方については、「児童相談所との重複を恐れず、施設も積極的に説明を行う必要がある」が最も多く、9割前後を占める。「基本的には児童相談所が行うべきで、施設は聞かれたことだけ答えればよい」、「基本的には児童相談所が行うべきで、施設は特に行う必要はない」とするものはほとんどない。回答傾向は、子どもに対しても、保護者に対しても、あまり差がないが、強いていえば、子どもに対する説明の方がやや積極的である。

表1 施設から措置前に説明する必要性について

	子どもに対して	保護者に対して
施設も積極的に説明を行う必要がある	① 49 (90.7)	① 46 (85.2)
施設は聞かれたことだけ答えればよい	② 3 (5.6)	② 5 (9.3)
施設が特に行う必要はない	③ 2 (3.7)	③ 3 (5.6)
合 計	54 (100.0)	54 (100.0)

*表中の丸付き数字は多い順を示す。以下同様。

2) 施設が説明することが望ましい内容

①選択肢による回答 (表2-1)

この質問は、前項の質問において、「児童相談所との重複を恐れず、施設も積極的に説明を行う必要がある」と答えたものについて、あらかじめ16の説明項目を提示し、説明するのが望ましい内容を複数選択で求めたものである。ただし、該当者がほとんどであったため、割合は全体を分母にして求めた。

表2-1 施設が説明するのが望ましい内容 (選択肢による回答)

	子どもに対して	保護者に対して
面会や家族との連絡	① 45 (83.3)	① 44 (81.5)
施設内の約束ごと	① 45 (83.3)	⑧ 32 (59.3)
基本的日課	③ 42 (77.8)	⑥ 36 (66.7)
私物の持込み・管理	③ 42 (77.8)	③ 40 (74.1)
小遣いに関する事	⑤ 40 (74.1)	⑧ 32 (59.3)
居室や寝室	⑥ 39 (72.2)	⑩ 31 (57.4)
外出・門限	⑥ 39 (72.2)	⑦ 33 (61.1)
食事に関する事	⑧ 27 (68.5)	⑪ 29 (53.7)
緊急時の連絡方法	⑨ 33 (61.1)	② 43 (79.6)
衣服に関する事	⑩ 32 (59.3)	⑫ 28 (51.9)
進路に関する事	⑩ 32 (59.3)	⑫ 28 (51.9)
援助計画	⑫ 31 (57.4)	④ 39 (72.2)
事故や病気の際の対応	⑬ 29 (53.7)	⑤ 38 (70.4)
入所理由	⑭ 24 (44.4)	⑭ 18 (33.3)
作業・手伝い	⑭ 24 (44.4)	⑭ 18 (33.3)
約束を破った場合のルール	⑯ 21 (38.9)	⑯ 12 (22.2)
合 計	54 (100.0)	54 (100.0)

(複数選択)

子どもに対して説明するのが望ましい内容として最も多いのは、「面会や家族との連絡」および「施設内の約束ごと」で、8割を越える。以下、7割台で「基本的日課」、「私物の持込み・管理」、「小遣いに関する事」、「居室や寝室」、「外出・門限」が続いている。逆に、低いのは、「約束を破った場合のルール」、「作業・手伝い」、「入所理由」である。

一方、保護者に対して説明するのが望ましい内容として最も多いのは、子どもの場合と同様「面会や家族との連絡」で8割を越える。7割台には、「緊急時の連絡方法」、「私物の持込み・管理」、「援

助計画」、「事故や病気の際の対応」が続いている。逆に、低いのは、「約束を破った場合のルール」、「作業・手伝い」、「入所理由」である。これは、子どもたちの場合と変わらない。

子どもに対して説明するのが望ましい内容と、保護者に対して説明するのが望ましい内容とは、やや異なる回答傾向となっている。すなわち、子どもに対しては、保護者との関係や施設での生活全般に関する項目が、保護者に対しては、退所計画を含む保護者と施設あるいは措置児との関わりに関する項目が、全般に高い。また、子どもに対する回答は各項目の割合が全体的に高く、保護者以上に子どもに対して積極的に説明するのが望ましいと考えている。

逆に、あまり積極的でないものは、子どもたちが施設生活において、心身の不安あるいは不安定をもたらす可能性のある項目や、援助関係を崩す可能性があるものなどである。

②自由記述による回答（表2-2）

表2-2 施設が説明するのが望ましい内容（自由記述による回答）

子どもに対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の説明（入所している子どもたちの様子、同学年の有無、職員の構成や日常の関わり、周辺環境）（6） ・入所している子どもたちが通う幼稚園や学校に関する情報（例：クラブ活動）（4） ・年間の主要行事（3） ・施設の指導方針、施設の組織（2） 以下、各（1） ・お盆やお正月の帰省について ・年間行事の説明と参加に関する判断 ・説明ではないが、入所に対する本人の納得の度合い ・実習や研修目的の見学者等があること ・気づいたこと、不満などは申し出るように努力すること ・進学や就職等の進路は、本人と保護者の意見の食い違いがないようにすること ・施設で生活することの意味、いろいろな年齢層の子どもたちと一つ屋根の下で生活するとはどういうことか等 ・「施設内の約束ごと」に関連して、施設内では「何でも相談しあい、話し合いで解決する」ことを説明し、約束することとしている ・キリスト教精神で設立された施設のため、「日曜夕拝」を行っているが、1週間に1度の全体集会のような位置づけであり、必ずしも宗教儀式として行っているのではないこと、参加は拒否できることを説明している 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の説明（入所している子どもたちの様子、同学年の有無、職員の構成や日常の関わり、周辺環境）（3） ・年間の主要行事（3） ・施設の指導方針、生活目標（3） 以下、各（1） ・親の養育義務と責任 ・入所に必要な書類 ・帰省について ・アルバイトについて ・宗教および信仰の自由 ・予防接種の了解 ・施設通信発送の了解 ・保護者同士が対立している場合、親権者が誰であるかを確認しつつ、面会、帰宅、情報の伝達をどの範囲で行うか、最初に明確にする必要がある ・子ども同士のトラブル（施設内および通学時）についての基本的な考え方 ・退所の約束を安易に伝えないこと ・子どもにとって親の存在は大きいこと ・進学や就職等の進路は、本人と保護者の意見の食い違いがないようにすること ・子どもが職員を受け入れるに至るまでは時間がかかること ・保護者の将来見通しと努力、改善点を確認すると同時に、調整指導のための児童相談所と施設の役割分担を説明 ・施設で生活することの意味、いろいろな年齢層の子どもたちと一つ屋根の下で生活するとはどういうことか等 ・どんなケースの保護者にも、入所後は施設に任せるのではなく、施設職員と保護者が協力して子育てをしていく旨を説明

*（ ）内は人数。以下同様。